



Advise

i-Mark C.P.T.A.
Corporation

第 150 号
送信日 2018/10/6
アイマーク税理士法人
文責 日下部 勇人
<http://www.i-mark.jp>

非課税期間が本年 12 月末に満了する NISA にご注意を！

2014 年 1 月にスタートした NISA（少額貯蓄非課税制度）の非課税期間は最大 5 年とされており、2014 年に NISA 口座で購入された上場株式等の非課税期間は、2018 年 12 月末をもって初めて満了を迎えます。今回は非課税期間終了後の選択肢について紹介していきます。

1. 売却する

売却を選ぶ場合、その時点で利益が出ていれば問題なく NISA 口座の税金がかからないというメリットを受けられます。一方で、損失が出ている場合は、そもそも非課税口座ですので、他口座で利益が出ていたとしても、利益と損失の相殺ができない、つまり損益通算ができないというデメリットを受けることになります。

2. 特定口座や一般口座の課税口座への払い出し

特定口座、または一般口座へ払い出すと以降は課税扱いとなります。この場合は課税口座に移した時の金額が、その取得価格になりますので注意が必要です。

例えば、NISA 口座で 120 万円分を購入した金融商品が非課税期間終了時（課税口座移動時）に時価が 90 万円だった場合、その金融商品を 90 万円で取得したことになります。その後、時価が 120 万円に戻った際、30 万円（120 万円－90 万円）の利益が出たことになり、その利益に対して 20.315%の税金がかかります。

このように金融商品が値下がりしているときは注意が必要になってきます。

3. 翌年の非課税投資枠を使って新たな NISA 口座に移す（ロールオーバー）

引き続き非課税枠を使って投資をすることをロールオーバーといいます。ロールオーバーには、以下の 2 つの条件があります。

- (1) 同一の証券会社に開設する NISA 口座内での非課税期間延長であること
- (2) NISA 口座を開設している証券会社において期限までに所定の手続をすること

4.ロールオーバーに注目！

これらのように非課税期間終了後の選択肢がありますが、3つ目の選択肢であるロールオーバーに注目が集まっています。

NISA が初めて満了を迎えるにあたり、実質的に非課税期間を延長させるロールオーバーに関心が寄せられている背景には、2017年税制改正にて、2018年からロールオーバーできる金額上限が撤廃されたことがあります。

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none">•年間投資上限額 120 万円の範囲内でのロールオーバーが可能。•超過分に関してはロールオーバーできず特定口座・一般口座に移すか、売却する必要がある。	<ul style="list-style-type: none">•上限撤廃により、非課税投資枠を超過した部分も含め全ての資産をロールオーバーすることができる。

ただし、非課税投資枠を超えてロールオーバーする場合は、翌年に新しい非課税投資枠で投資することができなくなりますので、注意が必要です。

つまり、非課税期間が終了し、翌年の非課税投資枠にロールオーバーをした場合、ロールオーバーをした額だけ非課税投資枠を使うこととなりますので、新規に投資できる金額が少なくなります。例えばロールオーバーした金額が 50 万円の場合は、70 万円分（120 万円－50 万円）の新規の投資ができます。一方でロールオーバーした金額が 120 万円以上の場合は、非課税投資枠を使い切ることとなりますので、新規の投資ができないこととなります。

今年初めて満了を迎える NISA ですが、投資枠が非課税投資枠を超えている場合は、2019 年以降の投資戦略をよく検討し、判断する必要があります。

ご不明な点や確認の必要がございましたら当事務所の各担当者へご相談ください。